

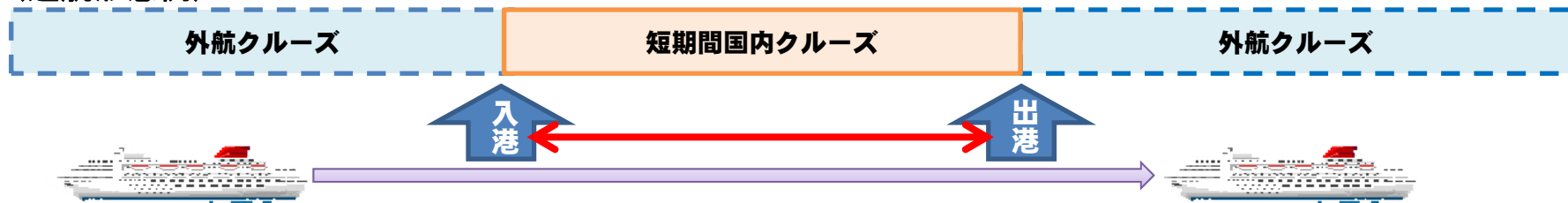
海外貸渡し方式による混乗客船の取扱いについて

<概要>

- 従前、日本籍外航クルーズ客船が外航輸送と次の外航輸送の間の短期間において内航輸送を行う場合に、海外貸渡し方式(マルシップ)により配乗できる外国人船員の範囲は、労使の合意に基づく覚書により「**主としてサービス業務に従事する船員**」に限定されておりました。
- 本取扱いは、平成に入り、クルーズ事業が盛んになりつつある中で、外航客船業者から、マルシップにより外国人船員が配乗されたまま内航輸送を行いたいという要望を受けたものであり、外国人労働者の受け入れ問題等の課題があったことから、官公労使により構成される検討会※を設置し、検討を行った結果を踏まえ、通達を整備して平成3年8月以降運用してきたものです。
- 今般、**外国人船員の配乗範囲を「サービス業務に従事する船員」に加え、「運航部員」まで対象**とすることについて、労使間で合意されたことを受け、日本船主協会、日本外航客船協会から通達改正の要望がありました。
- 当該要望を受け、海事局では、制度創設当初の関係機関に、本取扱いに対する意見を確認するとともに、慎重に検討した結果、現に在籍する日本人船員の雇用等に十分配慮され、また、外航クルーズ事業の活性化につながることから、申し入れに沿った形で本年11月に制度改正を行いました。

※客船混乗問題検討会：(座長)加藤俊平先生 (使用者)日本船主協会 日本外航客船協会 日本旅客船協会 (労働者)全日本海員組合

(運航形態例)



(乗組員構成)

職 員	日本人船員
部 運 航 要 員	日本人船員
員 サービス要員	日本人船員及び外国人船員

今回、新たに外国人船員の配乗を認めるところ